

年金あれこれ 20歳がスタート国民年金！！

一生使用しますので年金手帳は大切に保管してください
国民年金には20歳から60歳になるまでの、職業や所得に関係なく、すべての人が加入します。
20歳になると、国民年金に加入しなければならない人全員に年金手帳(基礎年金番号)が送付されます。年金に関する手続きは、基礎年金番号により行いますので、就職や転職などの時には、必ず年金手帳の提出を求められます。また、退職して年金を受ける手続きなどの時も必要となります。

年金手帳が送付されたら、まずチェック！
・氏名にあやまりはありませんか？ ・生年月日にあやまりはありませんか？
・性別にあやまりはありませんか？
もし、あやまりがあれば戸籍年金係にお知らせください。



保険料は20歳から60歳までの40年間納めます
社会保険庁から送付される納付書で、金融機関や郵便局、コンビニエンスストアなどで納めることができます。納めた保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

“口座振替”がお得です！
通常の振替日は翌月末ですが、届出により当月末振替にすると1か月あたり40円割引されます。また、1年分・6か月分をまとめて納めると、現金で納めるより割引額が多く大変お得です。

振替方法	当月振替による早割	納付書による6ヶ月前納	口座振替による6ヶ月前納	納付書による1年前納	口座振替による1年前納
割引額	毎月 40円 年間 480円	660円	930円	2,890円	3,420円

これで将来も安心！！ 保険料は忘れずに納めましょう

国から地方へ 平成19年から税源移譲によって あなたの住民税が変わります

各地方団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために進められてきた三位一体改革。その一環として、国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源移譲が行われます。税源移譲に伴い、みなさんが納めている住民税が平成19年度分から大きく変わります。

Q どうして変わるの？

A より身近な行政サービスを効率よく行えるよう、国から地方へ税源の移譲が行われるからです。

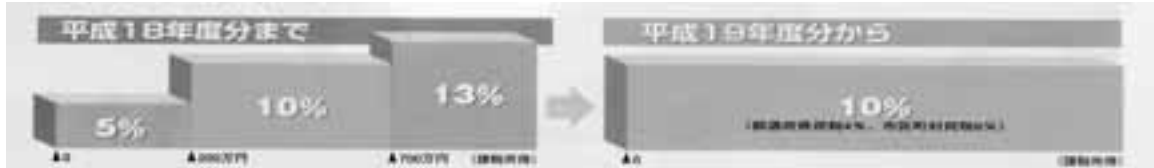
「地方でできることは地方に」という方針のもと進められている三位一体改革。地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう国税から地方税へ、税そのものの形で3兆円の税源移譲をすることになりました。



Q どう変わるの？

A 住民税所得割の税率が10%に統一されます。

住民税所得割の税率は従来3段階になっていましたが、一律10%に変わることになりました。



- ・200万円までの課税所得は税率5%
- ・200～700万円までの課税所得は税率10%
- ・700万円超の課税所得は税率13%
- ・課税所得にかかわらず、一律10%

Q 税負担は増える？減る？

A ご安心ください。税源移譲によって住民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。

住民税所得割の税率10%に伴い、国が集める国税(=所得税)の税率構造も見直されます。住民税については最低税率の5%が10%に引き上げられ、最高税率の13%が10%に引き下げとなりますが、所得税は逆に最低税率の10%が5%に引き下げられ、最高税率の37%が40%に引き上げとなります。また、人的控除の差に対応した減額措置なども講じられます。これらの措置により、税源移譲の前後で「住民税+所得税」の納税者の負担は変わりません。

独身者の場合

給与収入	税源移譲前(単位:円)			⇒	税源移譲後(単位:円)			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	124,000	64,500	188,500		62,000	126,500	188,500		0円
500万円	258,000	163,000	421,000		160,500	260,500	421,000		0円

夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前(単位:円)			⇒	税源移譲後(単位:円)			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0	9,000	9,000		59,500	9,000	9,000		0円
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000		0円

夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分所得税、平成19年分住民税から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。